

【就学援助】要・準要保護制度について

小諸市教育委員会

小諸市では、学校生活が経済的理由で妨げられることのないよう、学用品、給食費等の費用について、保護者の負担を軽減するための就学援助費を支給しています。

希望される方は下記内容をご確認いただき、申請してください。

1 援助対象となる方

申請者について下記に該当しているか調査を行い、審査します。

- (1) 生活保護を受けている方【要保護】 ※修学旅行費のみ対象（小学6年生・中学3年生）
- (2) 次のいずれかに該当する方【準要保護】

①児童扶養手当の支給を受けている。(児童手当ではありません)

②市民税が課税されていない(非課税世帯)

③世帯全員の総所得が基準以下である 等

また、以下のような方も対象になります

・生活保護が停止または廃止になった。

・市民税・固定資産税・国民年金掛金・国民健康保険税のいずれかの減免等を受けている。

(注意)所得額の確認に必要となる、所得税の確定申告や市県民税の申告が済んでいない方は調査ができません。

※前年度または当該年度で災害、事故、疾病等により生活が大きく変化した場合は、民生児童委員が家庭状況等をお聞きするなどして総合的に判断し認定となる場合があります。

※世帯分離をしても同居の家族がいる場合は、その家族についても同一世帯として調査しますので、申請書「世帯の状況」へ記載してください。

2 手続きについて

提出書類 : 就学援助費認定申請書兼世帯票

提出方法 : 在籍する学校へ提出

3 注意事項

- (1) 年度途中の転出入や家庭の状況に変化があった場合には、年度途中でも認定・取消を行いますので、速やかに学校へ連絡してください。
- (2) 年度途中で口座や口座名義人氏名等を変更する場合は、学校または学校教育課に連絡してください。
- (3) 区域外就学で小諸市内の学校に在籍している方は、住民票のある市町村教育委員会へお問い合わせください。
- (4) 学校納付金（給食費・学年費・学校活動費・修学旅行費等）に滞納がある場合、当該就学援助費を滞納額へ充当させていただきます。
- (5) 不明な点については、学校または教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

4 受けることができる援助費

【要保護】

修学旅行費のみ

【準要保護】

	対 象 者	支給時期	申請時期
入学準備費	来年度入学予定者	入学前の2月	入学前の12月
新入学児童生徒 学用品費等	1年生 ※1 入学準備費の支給を受けた方を除く	6月	毎年4月 (もしくは随時※2)
通学用品費	1年生を除く 学 年	9月と3月に分けて支給	
学用品費	全 学 年	9月と3月に分けて支給	
校外活動費 (宿泊無)	実施した学年	3月	
校外活動費 (宿泊有)	実施した学年	3月	
修学旅行費	実施した学年	3月	
給食費(実費)	全 学 年	9月と3月に分けて支給	

※1 入学準備費と新入学児童生徒学用品費等は併給不可

※2 随時で受付をしますが、年度途中で認定された場合

- ・通学用品費、学用品費・・・認定を受けた月から支給します。
- ・校外活動費、修学旅行費、学校給食費・・・認定日から支給します。

小諸市教育委員会事務局 学校教育課 学校教育係 電話：0267-22-1700 (内線 2322) FAX：0267-23-8857 E-mail：gakko@city.komoro.nagano.jp
